

特定非営利活動法人 シビルサポートネットワーク
アルバイト雇用規程

作成:平成 16 年 11 月 26 日

シビルサポートネットワーク規程9号

第 1 条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク(以下、「CS ネット」という。)のアルバイト雇用に関する基準を定め、アルバイト雇用を迅速かつ適正に処理することを目的とする。

第 2 条(定義)

アルバイト雇用とは、CS ネットが催し等を実施する場合に臨時または緊急に雇用する事務または技術の補助員もしくはは技能、労務の職に従事する者の雇用をいう。

第 3 条(雇用)

1. アルバイト雇用は代表理事が必要と認めた場合に採用する。
2. 雇用期間は、1 ヶ月を限度とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、3 ヶ月を超えない範囲で更新することができる。

第 4 条(雇用単価)

1. アルバイト雇用の賃金は、時間給とし雇用者の能力に応じ別表 1 のとおりとする。
2. 労働時間の計算は 30 分単位とし、端数は 30 分に切り上げる。
3. 交通費は実費を支給する。

第 5 条(支払方法)

賃金は 1 ヶ月単位または雇用期間終了後に現金で直接本人に全額支払うものとする。ただし、アルバイト雇用者本人の同意があれば、本人の希望する銀行の本人名義の普通預金口座に振り込むものとする。

第 6 条(規格外事項)

この規程に定めのない事項は、代表理事が決定する。

第 7 条(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、CS ネット成立の日より施行する。

【別表1】時間給

区分	金額(単位:円)
非常に高い能力	3,500
高い能力	1,500
通常的能力	1,000